

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成25年6月14日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

那覇港新港ふ頭地区において、新港第一防波堤の一部撤去後の波浪変形解析を実施するものである。本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術・設備を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(設備・システムに関する要件)

- ・非線形波浪モデルをベースとした、港内の屈折、回折、砕波、部分反射、および浅瀬、リーフ上での波の遡上・干上がりなど、全ての現象を考慮し、リーフ海域における港内波浪場を精度よく把握するための数値シミュレーション技術。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による提案書の提出を要請する予定である。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

那覇港内擾乱対策検討業務

2) 業務目的

本業務は、那覇港新港ふ頭内倭口航路を利用する際、船舶の入港を容易にするため、新港第一防波堤先端を一部(160m)撤去することに対し、港内静穏度への影響とその対策について、港内静穏度解析を行い検討することを目的として実施するものである。

3) 業務内容

那覇港内擾乱対策検討 1式
業務完成図書 1式
協議・報告 1式

4) 履行期限

平成26年3月28日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成25年度那覇港監督補助業務（その2）（受託者：（株）レキオコンサルタント）」（以下監督補助業務）、「平成24年度那覇港品質監視等補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター・（株）国建設計共同体）」（以下品質監視等補助業務）、「平成25年度港湾空港技術審査補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」（以下技術審査補助業務）及び、「平成25年度那覇港発注補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」（以下発注補助業務）の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、監督補助業務、品質監視等補助業務、技術審査補助業務及び、発注補助業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

(2) 設備・システムに関する要件

- ・非線形波浪モデルをベースとした、港内の屈折、回折、砕波、部分反射、および浅瀬、リーフ上での波の遡上・干上がりなど、全ての現象を考慮し、リーフ海域における港内波浪場を精度よく把握するための数値シミュレーション技術。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

電話 098-867-3710 FAX 098-860-8453

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成25年6月14日から平成25年7月4日まで(1)と同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成25年7月4日 17時15分 (1)と同じ場所に郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又は持参により提出する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)と同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限については、別途通知する。

- (4) 沖縄総合事務局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を受理されていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには技術提案書の提出の時に、一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は、説明書による。